

公 告

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号		
4K6Z23C02040		4L9Z2AE0002 0001				C-Z-000076B		
品名 または 件名								
電磁波状況取得支援役務								
部品番号 または 規格								
仕様書のとおり								
使 用 器 材 名								
数 量	単位	銘 柄		使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指定	検査	包装
1.00	ST							
納地または工事場所				引 渡 場 所				
陸幕				陸幕				
搬 入 場 所				納 期 ま た は 工 期				
調整先：磯山技官 内線：4 1 4 6 3				令和7年11月28日（金）				

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊中央会計隊契約科事務室及び中会ホームページ（<http://www.mod.go.jp/gsdf/dc/cfin/html/>）

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年7月31日（水）11時00分 中央会計隊入札室（E—1 棟 6 F）

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 入札に関する条件

仕様書第2項2 b) に示す実績を確認できる書類を令和6年7月24日（水）17時00分
までに下記へ提出するものとする

提出先：陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 磯山（TEL：03-3268-3111 内線41463）

(2) 入札の方法

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセント
に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときには、その
端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、消費税に係
る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の
110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 契約書作成の要否

ア 契約金額が50万円以上の場合は請書、150万円を超えた場合は契約書を作成し提出
すること。契約書等の記載要領等の細部については、落札決定後落札者に説明する。

イ 適用する契約条項

「役務請負契約条項」

「談合等の不正行為に関する特約条項」

「暴力団排除に関する特約条項」

(4) その他

- ア 競争参加資格の年度は令和０４・０５・０６年度とする。
- イ 入札及び契約に関する詳細は「入札及び契約心得」を閲覧されたい。
- ウ 郵便による入札は、予め郵送を担当者に連絡の上、入札開始日の前日１７時００分（前日が休日又は休養日の場合は、その前日）までに担当者必着分を有効とする。
- エ 代理による入札者は、入札時までに委任状を提出すること。
- オ 入札に参加する者は、入札までに「資格審査結果通知書（写）」を提出すること。
（ＦＡＸ可）
- カ 郵便入札があった場合の再度入札の日時場所
別途執行日時を示し、後日執行する。
- キ その他の項目については別紙による。
- ク 契約手続の問い合わせ先
中央会計隊契約科第３班 當銘（とうめ） （TEL:03-3268-3111 内線47555）
（FAX:03-5269-5135（直通））
- 仕様書に関する問い合わせ
陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部 磯山 （TEL:03-3268-3111 内線41463）

1 競争に参加する者に必要な事項

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第70条の規定に該当しないものであること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のため必要な同意を得ている者は、同条中、特別な理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係または、人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負について認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合は、この限りでない。
- (6) 第4号の「資本関係又は、人的関係にある」場合とは、入札及び契約心得第3章第12項第2号に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
- (7) 下請負を行わせる場合は、日本国内に所在する国内事業者に請け負わせるものとし、2次下請負以下も同様とする。

2 入札の無効

- (1) 第1項に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札又は入札に関する条件に反した入札。
- (2) 入札金額が明瞭でない入札及び入札者が誰であるか識別しがたい入札。
- (3) 電報及び電話による入札。
- (4) 暴力団排除に関する誓約に虚偽があった場合または契約に反する事態が生じた場合。

3 違約金

落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものともみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合が、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

陸上自衛隊仕様書			
物品番号		仕様書番号	
● 電磁波状況取得支援役務		陸幕指通-C-Z000076B	
		承認	年 月 日
		作成	令和 5年 11月 21日
		変更	令和 6年 7月 2日
		作成部隊等名	陸上幕僚監部指揮通信システム・ 情報部指揮通信システム課

1 総 則

1.1 適用範囲

この仕様書は、電磁波状況取得支援役務（以下「本役務」という。）について規定する。

1.2 用語及び定義

この仕様書で用いる用語及び定義は、次によるほか、GLT-CG-Z0000001及びJIS X 0001～JIS X 0032による。

1.2.1 商用電磁波環境情報

商用衛星が取得した電磁波環境情報のことをいう。

1.2.2 解析ソフトウェア

商用衛星電磁波環境を解析するソフトウェアをいう。

1.2.3 解析用端末装置

解析ソフトウェアが使用可能な端末をいう。

1.3 引用文書等

1.3.1 引用文書

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部を成すものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。なお、この仕様書と引用文書の規定が異なる場合、法令等を除き、この仕様書の規定が優先する。

a) 規格

JIS X 0001～JIS X 0032 情報処理用語

b) 仕様書

GLT-CG-Z0000001 陸上自衛隊装備品等一般共通仕様書

c) 法令等

取扱い上の注意を要する文書等及び注意電子計算機情報の取扱いについて（通達）〔防防調第4608号（19.4.27）〕

装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）〔防装庁（事）第137号（4.3.31）〕

1.3.2 関連文書

a) 法令等

防衛省の情報保証に関する訓令〔防衛省訓令第160号（19.9.20）〕

防衛省の情報保証に関する訓令の運用について（通達）〔防運情第9248号（19.9.20）〕

陸上自衛隊の情報保証に関する達〔陸上自衛隊達第61－8号（19.12.17）〕

電波法（昭和25年法律第131号）

b) その他

デジタル・ガバメント推進標準ガイドライン〔デジタル社会推進会議幹事会決定（2024年、（令和6年）5月31日）〕

2 本役務に関する要求

2.1 目的

商用衛星を利用した電磁波環境の有効性を評価するため、商用電磁波環境情報を収集、解析ソフトウェアのライセンス及び解析用端末の取得及び解析に必要な教育を通じて、陸上自衛隊が新たに獲得できる能力を導出するための基盤となるデータを取得するものである。

2.2 一般的要求事項

一般的な要求事項は、次による。

- a) 本役務を実施するものは、商用電磁波環境情報及び解析ソフトウェアの取得並びに解析ソフトウェアを用いた商用電磁波環境情報の解析に必要な知識・技能を有し、その教育が実施できること。
- b) 防衛省・自衛隊と商用電磁波環境情報に関するデータ収集に係る契約実績を有すること。

2.3 役務の内容

2.3.1 実施計画書

契約の相手方は、契約締結後速やかに次に事項を記載した実施計画書を作成し、監督官の確認を受けるものとする。

- a) 実施方針
- b) 実施要領
- c) 実施スケジュール
- d) 操作教育の実施要領（教育内容、教育時期）
- e) 問い合わせ対応
- f) その他必要な事項

2.3.2 商用電磁波環境情報

- a) 商用電磁波環境情報の提供期間は、契約締結後から令和7年11月28日までとし、細部については官側と調整する。
- b) 契約の相手方は、官側からの依頼に基づき商用電磁波環境情報のデータ（計233回）を収集し、それぞれDVDに記録し、提出する。年度ごとのデータ収集数は表1を基準とする。
なお、契約の相手方は、各期間の末日に、当該期間に実施したデータ収集数を官側に通知するものとする。

表1 商用電磁波環境情報のデータ収集数

年 度	期 間	回 数	備 考
R 6 年度	契約締結後～R7.3	120 ～ 133	データ収集数の合計を233回とする。
R 7 年度	R7.4～R7.6	40 ～ 45	
	R7.7～R7.9	40 ～ 45	
	R7.10～R7.11	10 ～ 33	

- c) 対象となる商用電磁波環境情報の条件は次のとおりとする。
 - 1) 商用衛星により周波数を測位し、データ種別はI Qデータ又は、I Qデータ及び対象電波情報（レーダの種別、受信周波数、パルス長、位置情報等）とする。
 - 2) 商用電磁波環境情報は、3,000,000 km以上/回の範囲を測位できるものとし、データ提供の要望に関する調整を行うものとする。
 - 3) 商用電磁波環境情報は、145MHz～14.5GHzの範囲で収集できるものとし、データ提供の要望に関する調整を行うものとする。
 - 4) 商用電磁波環境情報は、JSON、VITA49等、官側が指定する標準的なデータフォーマットとして提出するものとする。
- d) 対象となる商用電磁波環境情報に関する権利は、次のとおりとする。
 - 1) 商用電磁波環境情報の所有権は契約の相手方が所有するが、陸上自衛隊／陸上幕僚監部には原則無期限の使用権が提供されるものとする。

- 2) 提供情報を加工、分析、編集、統合等することによって不可逆的な方法で宇宙作戦群が派生データを作成することは許容されるものとする。この場合、派生データの権利は陸上自衛隊／陸上幕僚監部に帰属する。

2.3.3 解析ソフトウェア

- a) 商用電磁波環境情報の解析ソフトウェアは以下の要件を満たすものとする。この際、複数のソフトウェアをもって要件を満たしても良いものとする。
 - 1) I Qデータの変換（PDW, S i g M F）ができるものとする。
 - 2) I Qデータの表示（スペクトラム、スペクトログラム、オシロスコープ、オシログラム、I Qプロットのタイムドメイン）ができるものとする。また、PDWデータの表示（スキヤッタグラム、ヒストグラム、オシログラム、ラスタ）ができるものとする。
 - 3) アナログおよびデジタルの各種方式を使用した信号の復調ができるものとする。
 - 4) 全地球分の背景地図を表示できるものとし、表示縮尺に応じて背景地図および緯度・経度の表示が自動的に切り替わるものとする。
 - 5) 対象電波情報を読み込み、背景地図の縮尺、緯度・経度にあわせて表示できるものとする。
- b) 契約の相手方は、商用電磁波環境情報の解析ソフトウェアライセンス（2ライセンス）を取得するものとする。
- c) 解析ソフトウェアのライセンス期間は、契約締結後から令和7年11月28日までとする。

2.3.4 解析用端末装置

- a) 契約の相手方は、解析用端末装置2台及びディスプレイ2台を陸上総隊に提供し、官側は用済み後返納する。なお、返納時にハードディスク等の記憶媒体は官側に引き渡すものとし、細部時期は官側との調整による。
- b) 解析用端末装置の提供期間は、契約締結後から令和7年11月28日までとする。
- c) 解析用端末装置は、スタンドアロンにより運用できるとし、ネットワーク環境には接続しないものとする。
- d) 解析用端末装置は、DVDの読み取り及び可搬記憶媒体への書き込み機能を有する端末とする。
- e) 解析用端末装置は、解析ソフトウェアのインストールおよびOS環境が構築された端末とする。
- f) 契約の相手方は、解析用端末装置及び解析ソフトウェアに不具合が生じた場合、不具合の解消に向けて官側と調整するものとする。

2.3.5 解析ソフトウェアの操作教育

契約の相手方は、解析ソフトウェアを使用した解析用端末の操作に関する教育及び商用電磁波環境情報の分析に関する教育を実施するものとする。また、教育に必要な教育資料は契約の相手方が準備するものとし、細部については官側と調整する。

- a) 教育時期：官側との調整による。
- b) 教育場所：陸上総隊（朝霞）
- c) 教育日数：表2による。細部は官側との調整による。

表2 教育日数

実施年度	教育内容	1回の教育日数	回数
R6年度	操作教育	3日	1
	分析教育	2日	1
R7年度	操作教育	2日	1
	分析教育	2日	1

- d) 教育時間：8時間／回
- e) 被教育者：4名／回

2.3.6 問い合わせ対応

契約の相手方は、本役務に関する問い合わせに日本語で対応できる体制を整えるものとし、細部は官側との調整による。

2.3.7 実施期間

本役務を実施する期間は、契約締結日～令和7年11月28日とする。

2.3.8 実施報告

契約の相手方は、実施計画書に基づき実施した内容について、実施報告書を作成し、監督官へ内容を説明するものとする。

3 品質保証

3.1 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等が定める監督・検査実施要領による。

4 その他の指示

4.1 提出書類等

提出書類などは、表3による。細部は、官側との調整による。

なお、提出書類等は、監督官の確認を受けた後、提出するものとし、当該電子記憶媒体は、提出前にコンピュータ・ウイルスチェックを実施し、コンピュータ・ウイルスが含まれてないことを確認しなければならない。

表3 提出書類等

番号	名 称	提出形態	数量	提出時期	提出先
1	作業従事者名簿	電子記憶媒体	1 式	契約締結後、速やかに	陸上幕僚監部指揮通信システム・情報部指揮通信システム課 (市ヶ谷)
2	実施計画書	電子記憶媒体	1 式		
3	教育資料	電子記憶媒体	1 式	教育終了後、速やかに	
4	教育実施報告書	電子記憶媒体	1 式		
5	実施報告書	電子記憶媒体	1 式	納期までに	
6	商用電磁波環境情報	電子記憶媒体	2 3 3 式	その都度、速やかに	陸上総隊 (朝霞)
注記 1 番号 1～4 の電子記憶媒体は、CD－R 又は DVD－R とし、データ形式は、Microsoft Office 形式及び PDF 形式とする。					
注記 2 番号 5 の電子記憶媒体は、DVD－R とする。					

4.2 保全

保全は、次による。

- 履行場所は立入制限区域内であるため、施設等への立入りにかかる諸手続きについては、官側の指示に従わなければならない。なお、作業実施者は契約の相手方において完全に身元保証される者であり、かつ、立入許可を受けた者に限る。
- この契約の履行によって直接又は間接を問わず知り得た事項の管理に万全を期するとともに、それらの部外への利用、公表などを防衛省の許可なく行ってはならない。

4.3 情報保全

契約の相手方は、この契約の履行に際し知り得た保護すべき情報〔“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保について（通達）”（以下、“情報セキュリティ通達”という。）第2項第1号に規定する情報をいう。〕その他の非公知の情報（以下、“保護すべき情報等”という。）の取扱いに当たっては、情報セキュリティ通達における添付資料“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項”及び別紙“装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準”に基づき（保護すべき情報に該当しない非公知の情報にあっては、これらに準じて）、適切に管理する。この際、特に、保護すべき情報等の取扱いについては、次の履行体制を確保し、これを変更した場合には、遅滞なく官側に通知する。

- 契約を履行する一環として契約の相手方が収集、整理、作成等した情報が、保護すべき情報（情報セキュリティ通達第5項第4号の規定に基づく解除をしようとする場合に、同号に規定する確

認を行うまでは保護すべき情報として取り扱う。)として取り扱われることを保障する履行体制
官の同意を得て指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制

- b) 官側の同意を受けて指定した取扱者以外の者に取り扱わせないことを保障する履行体制
- c) 官が書面により個別に許可した場合を除き、契約の相手方に係る親会社、地域統括会社、ブランド・ライセンサー、フランチャイザー、コンサルタントその他の契約の相手方に対して指導、監督、業務支援、助言、監査等を行う者を含む一切の契約の相手方以外の者に対して伝達又は漏えいされないことを保障する履行体制

4.4 再委託

再委託は、次による。

- a) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その全部を一括して再委託してはならない。
- b) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、その一部について再委託を行う場合には、再委託先の事業者名、再委託先に委託する業務の範囲、再委託を行うことの合理性及び必要性、再委託先の履行能力並びに報告徴収、個人情報の管理その他運営管理の方法（以下、“再委託先名等”という。）について記載した文書を提出し、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- c) 契約の相手方は、契約締結後やむを得ない事情によって再委託を行う場合には、再委託先名等を明らかにしたうえで、契約担当官等の承認を受けなければならない。
- d) b)又はc)によって再委託先の事業者に義務を実施させる場合は、全て契約の相手方の責任のあいで行うものとし、再委託先の事業者の責に帰すべき事由については、契約の相手方の責に帰すべき事由とみなして契約の相手方が責任を負う。
- e) 契約の相手方は、この契約の履行に当たり、第三者に従事させる必要がある場合には、情報システムに関する調達におけるサプライチェーン・リスク対応に関する特約条項に基づき必要な手続を実施する。

4.5 官側の支援

契約の相手方は、この契約の履行に当たり、官側が認める場合、次の事項について官側の支援を受けることが可能である。この場合、契約の相手方が希望する1か月前を基準として契約担当官等に申請する。

- a) 現地作業における官側が保有する施設、設備、機器、電力、用水等の使用及び操作に関する事項
- b) 試験など契約の相手方自身で行うことができず、官側の支援が必要な事項
- c) その他、契約担当官等が必要と認めた事項

4.6 知的財産権

知的財産権は、次による。

- a) 契約の相手方は、本役務の履行に際して第三者の著作権その他の権利（以下、“著作権等”という。）を侵害しないことを確認する。
- b) 本役務が第三者の権利を侵害しているとして官側に対して第三者が何らかの請求・主張を行ったときには、契約の相手方が自己の費用により当該第三者と交渉・訴訟を行い、弁護士費用その他の費用を含む損害賠償責任は、全て契約の相手方が負担しなければならない。
- c) 本役務の履行によって創作された提出書類等となる著作物において、著作権等が発生する場合、その権利は官側のものとする。ただし、契約の相手方が本役務の以前から所有している著作権及び第三者の所有している著作権については、この限りではない。

4.7 不具合などの処理

この役務の履行に当たり、不具合などが発生した場合は、速やかに契約担当官等の指示を受ける。

4.8 仕様書に関する疑義

この仕様書に関する疑義は、GLT-CG-Z000001の8.3による。

入 札 書

調 達 要 求 番 号	4L9Z2AE0002	契約実施計画番号	4K6Z23C02040
-------------	-------------	----------	--------------

金額 ￥ (税抜)

品 名	規格	数量	単位	単価(税抜)	金額
電磁波状況取得支援役務	仕様書のとおり	1	ST		
納入(履行)場所	陸幕	納入期限(工期)		令和7年11月28日	
入札(契約)保証金	免 除	入札(見積)書有効期限			

上記の公告又は通知に対して「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ
入札いたします。

また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除
に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 6 年 7 月 31 日

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊 中央会計隊 契約科長 宮 内 修 嗣 殿

住 所
会 社 名
代表者名
担当者名
連絡先

委 任 状 (入札等)

分任支出負担行為担当官
陸上自衛隊中央会計隊
契約科長 宮内 修嗣 殿

住 所 :
会 社 名 :
代表者名 :
担当者名 :
連 絡 先 :

令和 6 年度の入札等について、入札書又は見積書の提出に関し、
令和 年 月 日から令和 年 月 日までの間
を代理人と定め下記の権限を委任します。

記

- 1 入札書提出の件
- 2 見積書提出の件
- 3 その他上記委任事項に関する一切の件

令和 年 月 日

委 任 者

受 任 者